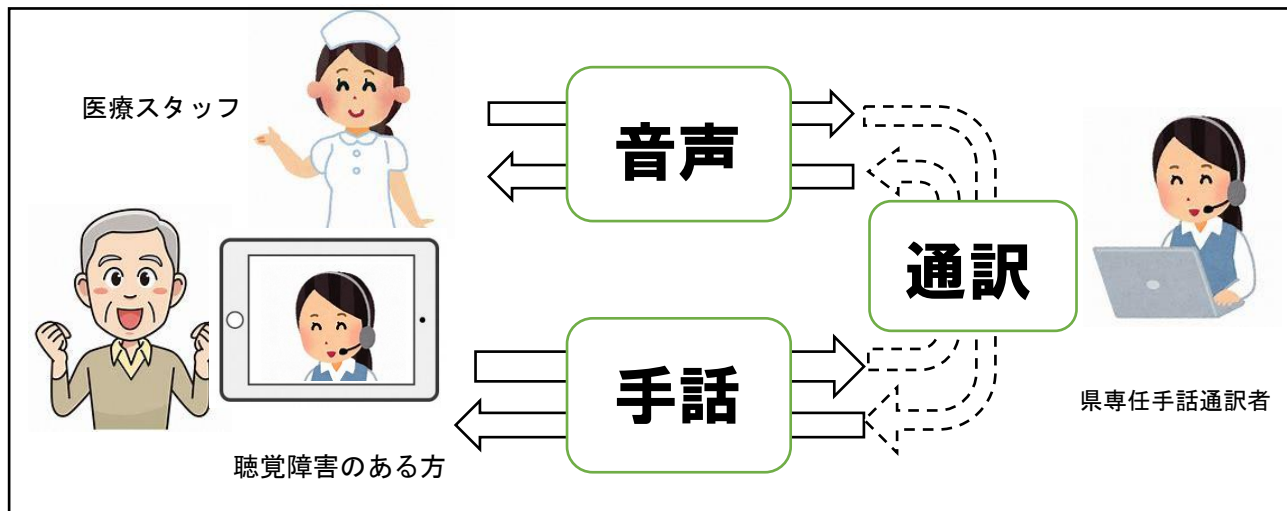


## 富山県遠隔手話通訳サービス提供モデル事業について

### 1 事業の概要

県内の公的病院にタブレット端末を配備し、インターネット（テレビ電話）を介して県障害福祉課に配置した手話通訳者が手話通訳を行う、遠隔手話通訳サービスをモデル的に実施することにより、聴覚障害のある方の福祉の増進に資することを目的とするもの。



### 2 対象者

手話通訳での対応を希望される聴覚障害のある方

### 3 タブレット端末設置病院

- |   |   |         |
|---|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立中央病院</li> <li>・ 富山市民病院</li> <li>・ 済生会高岡病院</li> </ul> | } | 5月～受付開始 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生連滑川病院</li> <li>・ 公立南砺中央病院</li> </ul>                 | } | 7月～受付開始 |

### 4 受付時間等

毎週月曜日～金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く）

午前8時30分～午後5時

※利用可能時間内であっても、手話通訳者の不在等によりサービスの提供ができないことがあるため、不在の時間帯をタブレット端末設置病院に事前連絡

### 5 利用範囲

総合案内及び各診療科窓口等、診察室以外の場所

※テレビ電話を通じての手話通訳については、内容の確実性を保証できないため、診察室では手話通訳者が同席しての手話通訳で対応（既存の「手話通訳者派遣事業」であり、利用希望者又は公的病院からの事前申込みが必要）